

重度心身障害児・者医療費 助成受給者証の更新をお忘れなく

旧受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降の助成を受けるために、更新手続きをお願いします。

対象者 次のいずれかを所持する
または認定された人で、すでに受給者証を所持している人

▶身体障害者手帳1、2級（すべて）、3級（内部障害のみ）

▶療育手帳A、施設入所中のB

▶特別児童扶養手帳1級

▶精神障害者保健福祉手帳1級

※対象者には案内状を送付済

持ち物 申請書、上記に該当する手帳、健康保険証、本人名義の口座通帳、印鑑（スタンプ式は不可）※所得制限があるため、受給停止になる場合があります。

問合せ 障がい福祉課（☎983-2612）

里親になりませんか ～10月は里親月間～

里親制度とは さまざまな事情により家庭で養育されることが難しい子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境での養育を提供する制度

里親になるには 県との面談、研修を修了し、経済的に困窮していないなどの要件があります

里親の種類 ▶養育里親：家庭に戻れるまで、または自立できるまで養育する里親▶専門里親：虐待を受けた児童などを専門知識を活用して養育する里親▶親族里親：子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、認定を受け養育する里親▶養子縁組希望里親：養子縁組で養親となることを希望する里親

里親になったら ▶児童相談所が面会、交流を重ねたうえで、養育をお願いする子どもを決定します▶養育をお願いしている期間は、定められた必要経費が支払われます▶子育ての悩みや不安には、児童相談所などが相談に応じます

申込み・問合せ 東部児童相談所（☎920-2085）、子育て支援課（☎983-2712）

遊休農地の解消に ご協力ください

農地は、食料の安定供給を行うための重要な基盤です。農地法により農地の所有者や使用者は、農地の適正な維持管理の責務を負っています。草刈りや耕起などにより耕作可能な状態を保ちましょう。自ら耕作ができなくなり農地を貸したいという場合は、「農地中間管理事業」を利用して認定農業者などに貸し出すことで、農地の活用が図られ、遊休農地の解消につながります。なお、遊休農地になった場合でも、耕作地への再生が可能であれば一定の要件を満たすことで借地人に再生費用を補助する制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 農業委員会事務局（☎983-2674）、農政課（☎983-2652）

戦没者遺族へ

第10回特別弔慰金支給

対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人①弔慰金の受給権者②戦没者などの子③死亡時に生計関係にある父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④③以外の父母、孫、祖父母、

兄弟姉妹⑤①～④以外の三親等内の親族で、死亡時まで引き続き1年以上生計関係にあった人

支給内容 額面5万円、5年償還の記名国債

申込み・問合せ 平成30年4月2日(月)までに、福祉総務課（☎983-2610）へ。

10月は3R推進月間です

3Rとは、廃棄物などの発生抑制（Reduce（リデュース））、再使用（Reuse（リユース））、再生利用（Recycle（リサイクル））の略称です。限りある資源を有効利用し、循環型社会を形成するために、買い物について見直してみませんか。

- ①**マイバッグを持参する** レジ袋有料配布のお店が増えてきましたが、レジ袋を断る習慣を身につけましょう。普段からマイバッグを小さくたたんで常備しておく、不意の買い物のときにも使えて便利です。
 - ②**安売りに惑わされない** 特売日、大安売りという見出しに、つい買いすぎてしまうものですが、その分、食べきれなかったり、使われずにごみになる可能性が高くなります。一度、冷静になってよく考えてから買う習慣を身につけましょう。
 - ③**包装は最小限に** 包装の少ないお店で買い物をする。（包装の費用は売価に含まれています）プレゼント用でもなるべく簡易包装を心がけましょう。
 - ④**詰め替え商品を選ぶ** シャンプー、洗剤、調味料など多くの詰め替え商品が市販されています。容器を何度も使い回しできるうえ、経済的です。
- 問合せ** 生活環境課（☎971-8993）

F M77.7で防災情報の自動割り込み放送開始

10月1日(木)から、エフエムみしま・かなみボイス・キューで、夜間・早朝など生放送が行われていない時間帯でも、気象庁からの情報を受け、地震情報や気象警報の速報を自動割り込み放送します。地震発生時や風水害時には、ラジオをつけて防災情報を確認しましょう。

問合せ 危機管理課 (☎983-2650)

郷土資料館 10月企画展

●企画展「絵はがきでみる三島」

とき 10月10日(土)～12月13日(日)

ところ 郷土資料館企画展示室 (楽寿園内)

内容 三島に関する絵はがきを多数展示し、かつての三島を振り返ります。三島から見える富士山、戦前の大通りのにぎわい、昭和天皇行幸記念・鉄道の開通を祝うものなど、主に戦前に発行された多数の絵はがきを紹介しします。

入場料 無料※楽寿園入園料必要

●関連講演会「絵はがきと写真でみるふるさと三島」

とき 10月31日(土)午後1時30分～3時30分

ところ 生涯学習センター3階講義室

講師 関守敏さん (郷土史家)

定員 130人※参加無料

申込み・問合せ 電話または電子メールで郷土資料館 (☎971-8228、✉kyoudo@city.mishima.shizuoka.jp) へ。※事前申し込み優先、当日参加可。

認知症について、お気軽にご相談ください

認知症についての相談や、脳トレニングのできるおれんじほっとサロンが、9月16日(水)に開所しました。気軽にお立ち寄りください。

とき 隔週水曜日午前10時～午後3時

ところ 街中ほっとサロン

内容 ▶自分自身や家族の認知症について、スタッフに相談▶参加者同士の交流▶タッチパネル式脳トレニング

問合せ 地域包括支援室 (☎983-2689)

徘徊の心配な高齢者の家族へ位置情報機器を貸し出し

ネットワーク通信により位置を知らせる機器を貸し出します。

対象 徘徊の心配がある65歳以上の認知症高齢者を介護している家族

費用 契約時加入料金756円、位置情報提供・現場急行料金：0～10,800円など※詳しくはお問い合わせください。

申込み・問合せ 長寿介護課 (☎983-2609)

児童手当を振り込みます

対象月 6月～9月 (4カ月分)

振込日 10月15日(木)

問合せ 子育て支援課 (☎983-2712)

後期高齢者医療制度説明会

とき 10月21日(水)午後2時～4時

ところ 社会福祉会館3階第1会議室

内容 医療制度の仕組み、保険料、高額医療等給付、健康診査、負担割合・届出等資格などの説明

対象 平成27年11月に75歳を迎え、後期高齢者医療制度に加入する人。※申し込み不要

問合せ 保険年金課 (☎983-2710)

NPO 設立・運営などについて相談窓口の開設

とき 毎月第3火曜日午後1時～4時※事前予約制

ところ 市民活動センター

申込み・問合せ 相談日の2日前までに、東部パレット (☎962-0790) または市民活動センター (☎983-2693) へ。

善意ありがとうございます

▶福祉向上のために
小金沢健一さん 2,000円



空き巣から自宅を守ろう

秋は空き巣の多い季節です。空き巣被害にあわないために、防犯意識を高めましょう。

▶外出時には必ず施錠

ごくわずかな時間でも油断は禁物です。外出時はもちろんのこと、少しでも家を空けるときには、必ず窓やドアの鍵を掛けるようにしましょう。

▶窓は補助錠で二重ロック

「ガラス破り」により、窓の鍵がかかっているにもかかわらず、侵入される恐れがあります。窓には補助錠を取り

付けて、簡単に侵入されないようにしましょう。

▶空き巣が嫌がる環境づくり

空き巣は顔を見られることを非常に嫌がります。日ごろ、見たことのない人を見かけたら、あいさつなど声かけをするだけでも効果があります。声をかけられて犯行を断念したケースもあります。なお、長期間家を留守にする際には、近隣住民同士で声をかけ合うことも空き巣対策の1つです。

問合せ 地域安全課 (☎983-2701)